

大市総第1073号
令和6年11月21日

大 村 市 議 会 議 長
大 村 市 議 会 議 員
大村市各行政委員会委員長 殿
大 村 市 監 査 委 員
各 報 道 機 関

大村市長 園 田 裕 史

市議会定例会の招集について（通知）

このことについて、別紙（写）のとおり告示したので通知します。

大村市告示第158号

大村市議会定例会を次のとおり招集する。

令和6年11月21日

大村市長 園田裕史

- 1 招集日時 令和6年11月29日（金） 午前10時
- 2 招集場所 大村市議会議場

市議会定例会付議事件表

| | | |
|---------|--|-------|
| 第86号議案 | 大村市モーターボート競走事業施設等整備基金条例…………… | (1) |
| 第87号議案 | 大村市自然共生型アウトドアパーク条例…………… | (3) |
| 第88号議案 | 大村市体育施設条例の一部を改正する条例…………… | (7) |
| 第89号議案 | 大村市福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例 | (8) |
| 第90号議案 | 大村市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準 を定める条例の一部を改正する条例…………… | (9) |
| 第91号議案 | 大村市事務分掌条例の一部を改正する条例…………… | (10) |
| 第92号議案 | 工事請負契約の締結について（大村市立玖島中学校仮設校舎 賃貸借）…………… | (12) |
| 第93号議案 | 工事請負契約の締結について（大村市立旭が丘小学校仮設校 舎賃貸借）…………… | (13) |
| 第94号議案 | 工事請負契約の変更について（大村市立放虎原小学校南校舎 棟長寿命化改良建築工事）…………… | (14) |
| 第95号議案 | 工事請負契約の変更について（大村市立放虎原小学校1棟長 寿命化改良建築工事）…………… | (15) |
| 第96号議案 | 損害賠償の額を定め和解することについて…………… | (16) |
| 第97号議案 | 損害賠償の額を定め和解することについて…………… | (17) |
| 報告第17号 | 専決処分の報告について（損害賠償の額を定め和解すること について）…………… | (18) |
| 報告第18号 | 専決処分の報告について（損害賠償の額を定め和解すること について）…………… | (20) |
| 報告第19号 | 専決処分の報告について（損害賠償の額を定め和解すること について）…………… | (22) |
| 報告第20号 | 専決処分の報告について（損害賠償の額を定め和解すること について）…………… | (24) |
| 第98号議案 | 専決処分の承認について（令和6年度大村市一般会計補正予算（第3 号）） | |
| 第99号議案 | 令和6年度大村市一般会計補正予算（第4号） | |
| 第100号議案 | 令和6年度大村市モーターボート競走事業会計補正予算（第2号） | |
| 第101号議案 | 令和6年度大村市水道事業会計補正予算（第1号） | |
| 第102号議案 | 令和6年度大村市工業用水道事業会計補正予算（第1号） | |
| 第103号議案 | 令和6年度大村市下水道事業会計補正予算（第1号） | |
| 第104号議案 | 令和6年度大村市農業集落排水事業会計補正予算（第1号） | |

第86号議案

大村市モーターボート競走事業施設等整備基金条例

(設置)

第1条 大村市モーターボート競走事業の施設等の整備に要する経費の財源に充てるため、大村市モーターボート競走事業施設等整備基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、モーターボート競走事業会計予算で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券等に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、モーターボート競走事業会計予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第5条 モーターボート競走事業管理者（以下「管理者」という。）は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、第1条に定める目的のための事業の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和6年11月29日提出

大村市長 園 田 裕 史

(提案理由)

大村市モーターボート競走事業の施設等の整備に要する経費の財源に充てることを目的とする基金を設置するため、この条例案を提出するものである。

第 8 7 号議案

大村市自然共生型アウトドアパーク条例

(設置)

第 1 条 市民が自然に親しみつつ、レクリエーションを行う場を提供し、その心身の健全な発達に資するため、自然共生型アウトドアパーク（以下「アウトドアパーク」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 アウトドアパークの名称及び位置は、次のとおりとする。

| 名称 | 位置 |
|------------------|----------------------|
| 大村市自然共生型アウトドアパーク | 大村市東野岳町 1 5 9 6 番地 1 |

2 アウトドアパークに、別表に掲げる施設（以下「アウトドア施設」という。）を置く。

(アウトドアパークの管理)

第 3 条 アウトドアパークの管理は、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 3 項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

(指定管理者の指定の手続等)

第 4 条 指定管理者の指定を受けようとするものは、市長が定める期間内に、申請書に事業計画書その他規則で定める書類を添えて、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があつたときは、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するもののうちから指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。

(1) 市民の平等な利用を確保することができるものであること。

(2) 事業計画書の内容が、アウトドアパークの効用を最大限に発揮させるとともに、管理経費の縮減を図ることができるものであること。

(3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。

3 市長は、指定管理者を指定したとき、及びその指定を取り消したときは、その旨

を告示するものとする。

(指定管理者が行う管理の基準)

第5条 指定管理者は、地方自治法その他の法令及びこの条例の規定に従い、適正にアウトドアパークの管理を行わなければならない。

2 市長は、アウトドアパークの管理の基準について、指定管理者と協定を締結するものとする。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第6条 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- (1) アウトドアパークの利用に関すること。
- (2) 次条の利用の許可に関すること。
- (3) 第10条の利用料金に関すること。
- (4) アウトドアパークの維持管理に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長がアウトドアパークの管理運営上必要と認める業務

(利用の許可)

第7条 アウトドア施設を利用しようとする者は、利用の際に指定管理者の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、管理上必要があると認めるときは、前項の許可（以下「利用の許可」という。）について条件を付することができる。

(利用の許可の制限)

第8条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、アウトドア施設の利用の許可をしない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- (2) 施設又は附属設備を損傷し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。
- (3) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。
- (4) その他アウトドアパークの管理上支障があると認めるとき。

(遵守事項)

第9条 アウトドアパークを利用する者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は風俗を害してはならないこと。

- (2) アウトドアパークの現状を変更し、又はこれに工作物を加えないこと。
- (3) 施設又は附属設備を損傷し、又は滅失しないこと。
- (4) 木竹を伐採し、又は植物を採取し、若しくは損傷しないこと。
- (5) 鳥獣類を捕獲し、又は殺傷しないこと。
- (6) その他指定管理者において指示する事項

2 アウトドア施設を利用する者は、指定管理者が貸し出す用具を使用するものとし、当該用具以外の用具を使用してはならない。

(利用料金)

第10条 第7条の利用の許可を受けた者は、指定管理者に対し、当該利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を利用の際に納入しなければならない。

2 利用料金の額は、別表に定める額を超えない範囲において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める額とする。

3 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。

(利用料金の減免)

第11条 指定管理者は、規則で定めるところにより、利用料金を減免することができる。

(利用料金の返還)

第12条 既納の利用料金は、返還しない。ただし、指定管理者は、規則で定めるところにより、その全部又は一部を返還することができる。

(損害賠償)

第13条 故意又は過失によって施設又は附属設備を損傷し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めるときは、賠償の全部又は一部を免除することができる。

(指定管理者不在の場合における市長による管理)

第14条 第3条の規定にかかわらず、市長は、指定管理者の指定を取り消した場合その他やむを得ない事由のある場合は、自らアウトドアパークの管理を行うことができる。この場合において、第7条、第8条及び第9条中「指定管理者」とあるのは、「市長」として、これらの規定を適用する。

(指定管理者不在の場合における使用料)

第15条 前条の場合において、アウトドア施設を利用する者は、市長に対し、同条の規定により市長がアウトドアパークの管理を開始した時の直前に指定管理者が定めていた利用料金の額に相当する額を使用料として、利用の際に納入しなければならない。

2 第11条及び第12条の規定は、前項の使用料について準用する。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 この条例の規定に基づく指定管理者の指定の手續及び指定管理者が行う利用料金の設定については、この条例の施行の日前においても行うことができる。

別表（第2条、第10条関係）

| アウトドア施設 | 区分 | 単位 | 金額 |
|---------|-----------------------|-------|--------|
| | アドベンチャーコース（用具の利用を含む。） | 1回につき | 4,500円 |
| | キャノピーコース（用具の利用を含む。） | 1回につき | 3,500円 |

令和6年11月29日提出

大村市長 園田裕史

(提案理由)

大村市自然共生型アウトドアパークを設置するとともに、その管理を指定管理者に行わせるため、この条例案を提出するものである。

第 88 号議案

大村市体育施設条例の一部を改正する条例

大村市体育施設条例（平成 17 年大村市条例第 25 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項中「別表第 2 の 6」を「別表第 2 の 5」に改める。

別表第 1 大村市民プールの項及び大村市森園ファミリースポーツ広場の項を削る。

別表第 2 の 2 中「大村市民プール及び」を削り、同表の 2 の(1)及び(2)を削り、同表の 2 の(3)を同表の 2 の(1)とし、同表の 2 の(4)を同表の 2 の(2)とし、同表の 3 を削り、同表の 4 を同表の 3 とし、同表の 5 から同表の 7 までを 1 ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 7 条第 1 項の改正規定、別表第 1 大村市森園ファミリースポーツ広場の項を削る改正規定及び別表第 2 の 3 を削り、同表の 4 を同表の 3 とし、同表の 5 から同表の 7 までを 1 ずつ繰り上げる改正規定は、公布の日から起算して 6 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

令和 6 年 11 月 29 日提出

大村市長 園 田 裕 史

(提案理由)

新庁舎の建設に伴い、大村市民プール及び大村市森園ファミリースポーツ広場を廃止するため、この条例案を提出するものである。

第 89 号議案

大村市福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例

大村市福祉医療費の支給に関する条例（昭和 48 年大村市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項第 3 号中「第 2 条の 4 第 7 項」を「第 2 条の 4 第 6 項」に改め、同項第 4 号中「第 2 条の 4 第 8 項」を「第 2 条の 4 第 7 項」に改め、同項第 5 号及び第 7 号中「同条第 8 項」を「同条第 7 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の大村市福祉医療費の支給に関する条例の規定は、令和 6 年 1 月 1 日から適用する。

令和 6 年 1 月 29 日提出

大村市長 園 田 裕 史

（提案理由）

児童扶養手当法施行令の改正に伴い、所要の条文整理を行うため、この条例案を提出するものである。

第 90 号議案

大村市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

大村市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年大村市条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

附則第 3 条中「この条例の施行の日から令和 7 年 3 月 31 日までの間」を「当分の間」に、「令和 7 年 3 月 31 日までに」を「その者の研修計画を定めた上で、放課後児童支援員としての業務に従事することとなった日から 2 年以内に当該研修を」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

令和 6 年 11 月 29 日提出

大村市長 園 田 裕 史

（提案理由）

放課後児童支援員の資格に関する特例要件を改めるため、この条例案を提出するものである。

第 9 1 号議案

大村市事務分掌条例の一部を改正する条例

大村市事務分掌条例（昭和 5 2 年大村市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「産業振興部」を「農林水産部
商工観光部」に改める。

第 2 条こども未来部の項の次に次の 1 項を加える。

農林水産部

(1) 農業、畜産業、林業及び水産業に関すること。

第 2 条産業振興部の項中第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、第 3 号から第 5 号までを 1 号ずつ繰り上げ、同項を同条商工観光部の項とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(大村市工場設置審議会条例の一部改正)

2 大村市工場設置審議会条例（昭和 5 9 年大村市条例第 3 2 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条中「産業振興部」を「商工観光部」に改める。

(大村市ふるさとづくり寄附条例の一部改正)

3 大村市ふるさとづくり寄附条例（平成 2 0 年大村市条例第 3 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 2 条中「産業振興部」を「商工観光部」に改める。

(大村市農業基本条例の一部改正)

4 大村市農業基本条例（平成 2 2 年大村市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 6 条中「産業振興部」を「農林水産部」に改める。

令和 6 年 1 1 月 2 9 日提出

大村市長 園 田 裕 史

(提案理由)

産業振興部を廃止し、農林水産部及び商工観光部を設置するため、この条例案を提出するものである。

第92号議案

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

- 1 工 事 名 大村市立玖島中学校仮設校舎賃貸借
- 2 契約の方法 指名競争入札
- 3 契約金額 129,162,000円
- 4 契約の相手方 長崎市西坂町2番3号
大和リース株式会社 長崎支店
支店長 正本 裕秋
- 5 履行期限 令和9年3月31日

令和6年11月29日提出

大村市長 園 田 裕 史

第93号議案

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

- 1 工 事 名 大村市立旭が丘小学校仮設校舎賃貸借
- 2 契約の方法 随意契約
- 3 契約金額 502,975,000円
- 4 契約の相手方 福岡県福岡市博多区店屋町1番35号
日東工営株式会社 九州支店
支店長 錦邊 忠彦
- 5 履行期限 令和9年12月31日

令和6年11月29日提出

大村市長 園 田 裕 史

第94号議案

工事請負契約の変更について

令和5年9月29日開催の大村市議会定例会において締結の議決を受け、その後、令和6年7月3日開催の大村市議会定例会及び令和6年9月27日開催の大村市議会定例会において変更の議決を受けた「大村市立放虎原小学校南校舎棟長寿命化改良建築工事」に係る工事請負契約について、契約金額を次のとおり変更する。

変更前 521,320,800円

変更後 532,123,900円（10,803,100円の増額）

令和6年11月29日提出

大村市長 園 田 裕 史

第95号議案

工事請負契約の変更について

令和5年12月21日開催の大村市議会定例会において締結の議決を受け、その後、令和6年7月3日開催の大村市議会定例会及び令和6年9月27日開催の大村市議会定例会において変更の議決を受けた「大村市立放虎原小学校1棟長寿命化改良建築工事」に係る工事請負契約について、契約金額を次のとおり変更する。

変更前 469,357,900円

変更後 480,201,700円（10,843,800円の増額）

令和6年11月29日提出

大村市長 園 田 裕 史

報告第17号

専決処分の報告について

市道上の自動車破損事故による被害者に対する損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別添のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告する。

令和6年11月29日提出

大村市長 園田裕史

報告第18号

専決処分の報告について

公用車の物損事故による被害者に対する損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別添のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告する。

令和6年11月29日提出

大村市長 園田裕史

報告第19号

専決処分の報告について

公用車の物損事故による被害者に対する損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別添のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告する。

令和6年11月29日提出

大村市長 園田裕史

報告第20号

専決処分の報告について

市道上の自動車破損事故による被害者に対する損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別添のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告する。

令和6年11月29日提出

大村市長 園田裕史

